

令和2年2月27日策定  
令和2年3月12日改正  
令和2年3月27日改正  
令和2年4月21日改正  
令和2年5月15日改正  
令和2年6月1日改正  
令和2年8月18日改正  
令和2年9月17日改正  
静 岡 市

## 新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の開催に関する基本方針

本市におけるイベント等の開催に当たっては、下記のとおり取り扱うこととする。

### 記

#### 1 開催制限に関する考え方

「静岡県実施方針」（令和2年5月29日、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部）に準拠する。

○静岡県実施方針（抄）

#### 4 実施する内容

##### (2) 県内で行う行動に関する行動制限の要請

##### ②催物（イベント等）の開催制限

催物等の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、6月19日ごろから、7月10日ごろから、8月1日ごろからの3段階で、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、規模要件（人数上限）を緩和していく。その際、屋内で開催される催物等については、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とする要件を付する。

また、催物等の態様（屋内であるか、屋外であるか、また、全国的なものであるか、地域的なものであるか等）や種別（コンサート、展示会、スポーツの試合や大会、お祭りなどの行事等）に応じて、講じるべき感染防止策を実施するよう、

主催者に求める。

なお、全国的な人の移動を伴うような規模のイベント（スポーツの試合等）については、段階的な緩和を図っていく中で、まずは無観客での開催を求める。

上記の移行期間において、各段階の一定規模以上の催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。

催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されている接触確認アプリの活用等について、主催者に周知する。

感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。

ただし、再度、感染拡大が認められた場合には、開催制限緩和の方針を速やかに見直しする。

## 2 開催の目安

国が随時示す目安（時期、収容率、人数上限等）に準拠する。

## 3 イベント等における感染症対策

次のものを参考に、実情に合わせた感染症対策を講じることとする。

- (1) 「静岡県イベント開催における感染防止方針」及び「静岡県イベント開催におけるチェックリスト」（令和2年7月10日版、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部）
- (2) 業種別ガイドライン
- (3) ふじのくにシステム

## 4 全国的なイベント等の相談への施設管理者としての対応

「全国的なイベント等の県への相談の対応方針」（令和2年7月10日、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づき、本市所有施設においては、別途定める「全国的なイベント等の相談への施設管理者としての対応について」により対応する。